

消費税申告書の書き方指導会のご案内

平成 29 年分の課税売上高が 1 千万円を超える事業者は、
令和元年分の消費税の申告・納税が必要となります。

平成 30 年分の課税売上高が 1 千万円未満でも消費税の申告は必要ですのでご注意ください。
下記日程で四国税理士会松山支部 派遣税理士による「消費税申告書の書き方指導会」を
開催しますのでご利用ください。

また、令和元年 10 月の消費税率の引き上げと軽減税率制度の導入への対応として、区分記
帳の方法をはじめとするご相談も承っております。

記

●日 時 令和 2 年 3 月 23 日 (月)・24 日 (火)・25 日 (水)

午前 9 時～11 時 30 分 ・ 午後 1 時～4 時

(何れかご都合の良い日時にお越しください。)

●場 所 松山商工会館 5 階 第 3 会議室

●持参書類

① 平成 29 年・30 年分・令和元年分決算書控

令和元年分消費税確定申告書作成において、平成 29 年分の課税売上高の確認でき
るものが必要となります。

② 令和元年の売上・経費の分かる帳簿

③ 印鑑 (シャチハタ等は不可)

④ e-Tax される方は「マイナンバーカード」と暗証番号がわかるもの

⑤ 紙提出の方はマイナンバーを確認できる書類および身分証明書

※令和元年分の消費税を申告するにあたって、「8%」「10%」「軽減8%」の区分経理が必
要となります。ご注意ください。

※令和元年分消費税の申告期限は令和 2 年 3 月 31 日 (火) です。

※税務署より送られた「確定申告のお知らせ」ハガキを必ずご持参ください。

主催：松山商工会議所

愛媛中小企業指導センター (TEL 089-941-7711)

重要なお知らせ

松山商工会館 (大手町 2-5-7) に併設されている駐車場は、(株)伊予銀行松山駅前支店が所有しており、これまで無償で使用させていただいておりましたが、平成 29 年 3 月 16 日 (木) より有料化されております。松山商工会館をご利用の際は公共交通機関をご利用ください。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。